

電気通信事業法第27条の3の規定の適用を受ける
電気通信事業者の指定

(諮問第3130号)

< 目 次 >

1 答申書（案） 1

2 概 要 7

(参考)

諮問時の告示案 11

情 郵 審 第 * 号
令 和 2 年 9 月 * 日

総 務 大 臣
武 田 良 太 殿

情報通信行政・郵政行政審議会
会 長 多 賀 谷 一 照

答 申 書 (案)

令和2年7月8日付け諮問第3130号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

1 本件、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第27条の3第1項の規定に基づき、同条第2項の規定の適用を受ける電気通信事業者を指定する告示案については、審議、意見募集による提出意見等を踏まえ、次のとおり修正した上で制定することが適当と認められる。

・電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第27条の3第1項の規定に基づき、同条第2項の規定の適用を受ける電気通信事業者を指定する告示案の一部について、別添1のとおりとすること。

2 なお、提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別添2のとおりである。

以上

○総務省告示第 号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二十七条の三第一項の規定に基づき、同条第二項の規定の適用を受ける電気通信事業者を次のとおり指定する。

なお、令和元年総務省告示第百六十七号（電気通信事業法の一部を改正する法律附則第二条第二項の規定に基づき、同法による改正後の電気通信事業法第二十七条の三第一項の規定の例により、同条第二項の適用を受ける電気通信事業者を指定する件）は、廃止する。

令和二年 月 日

総務大臣 高市 早苗 武田 良太

- 一 株式会社NTTドコモ
- 二 沖縄セルラー電話株式会社
- 三 KDDI株式会社
- 四 ソフトバンク株式会社
- 五 UQコミュニケーションズ株式会社
- 六 楽天モバイル株式会社
- 七 株式会社インターネットイニシアティブ
- 八 株式会社ウイルコム沖縄

九 SBパートナーズ株式会社

十一 エヌ・ティ・ティ国際通信株式会社

十十 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

十十一 株式会社エヌ・ティ・ティネオメイト

十十二 NTTビジネスソリューションズ株式会社

十十三 株式会社エヌ・ティ・ティピー・シーコミュニケーションズ

十四 エヌ・ティ・ティ・メディアサプライ株式会社

十五 NTTリミテッド・ジャパン株式会社

十五十六 株式会社オプテージ

十十七 汐留モバイル株式会社

十十八 株式会社ソラコム

十十九 中部テレコミュニケーション株式会社

十九二十 株式会社ドコモCS

二十二十一 ビッググローブ株式会社

二十二十二 ヤフー株式会社

二十二十三 UQモバイル沖縄株式会社

三十三 二十四

LINEモバイル株式会社

三十四 二十五

楽天コミュニケーションズ株式会社

電気通信事業法第27条の3の規定の適用を受ける電気通信事業者の指定 に関する告示案に対する意見募集の結果

- 意見募集期間 : 令和2年7月16日(木)から同年8月19日(水)まで
- 意見提出件数 : 2件 (法人・団体 : 1件、個人 : 1件)
- 意見提出者 :

| | 意見提出者 |
|---|-------------------|
| 1 | NTTリミテッド・ジャパン株式会社 |
| 2 | 個人 |

電気通信事業法第27条の3の規定の適用を受ける電気通信事業者の指定
に関する告示案に対する意見及びそれに対する考え方

| 意見 | 考え方 | 修正の有無 |
|---|--|-------|
| <p>当社は、令和2年6月24日に、社名を変更しました。 変更前：エヌ・ティ・ティ国際通信株式会社 変更後：NTTリミテッド・ジャパン株式会社 社名変更のみであり、提供する電気通信役務の変更はございません。 【NTTリミテッド・ジャパン株式会社】</p> | <p>○ 御意見を受けて総務省において確認した結果、社名が変更されたこと及び電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第27条の3第1項に規定する「移動電気通信役務」の変更はないことが確認されたとのことであるため、別添1のとおり、社名を変更することが適当と考えます。</p> | 有 |
| <p>本改正において、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二十七条の三第一項の規定に基づき、同条第二項の規定の適用を受ける指定電気通信事業者の適用範囲の要件として、MNOの特定関係法人を指定しているが、KDDI株式会社（以下「KDDI」という。）の子会社である「株式会社ジュピターテレコム」（J:COM）がKDDI（MNO）の携帯電話回線を使用したMVNO事業（J:COM MOBILE）を行っているにも関わらず、指定事業者に含まれていない。</p> <p>当該会社はKDDI及び住友商事株式会社各50%の出資比率（https://www.jcom.co.jp/corporate/company/）であり、MNOの特定関係法人とみなし指定すべきである。 【個人】</p> | <p>○ 株式会社ジュピターテレコムは、電気通信事業法第27条の3第1項に規定する「移動電気通信役務」を提供する電気通信事業者ではないことから、同条第2項の規定の適用を受ける電気通信事業者には当たらないものと考えます。</p> <p>○ なお、ご指摘のMVNOサービスを提供する電気通信事業者は、基地局を設置して移動電気通信役務を提供する電気通信事業者の特定関係法人に該当しないものと承知しています。</p> | 無 |



総務省

電気通信事業法第27条の3の規定の適用を受ける 電気通信事業者の指定

令和2年9月
総務省
総合通信基盤局

・ モバイル市場の公正な競争を促進するため、電気通信事業法第27条の3等において、携帯電話事業者・代理店に対する規律を規定。

・ 対象役務※は、携帯電話サービス及び全国BWAサービス(スマートフォン、フィーチャーフォン、タブレット、モバイルルータ)

・ **対象事業者※は、MNO、MNOの特定関係法人、MVNOのうち利用者数の割合が0.7%を超える者(現行の告示で指定する対象事業者は合計24者)及び販売代理店**

※ 対象役務・対象事業者は、電気通信事業法第27条の3第1項に基づき指定。

競争を行う際の最低限の基本的なルールとして、携帯電話事業者・代理店に対して以下の規律を規定。違反した場合には業務改善命令の対象。

通信料金と端末代金の分離

- 端末の購入等を条件とする通信料金の割引を禁止
- 通信契約とセット購入時の端末代金の値引き等の利益の提供を上限 2万円に制限
(先行同型機種 of 買取価格を下回ることも不可。)
- 端末代金の値引き等の利益の提供の例外
 - ① 廉価端末
→ 0円以下とならない範囲で利益提供可
 - ② 通信方式変更/周波数移行に対応するための端末
→ 0円未満とならない範囲で利益提供可
 - ③ 不良在庫端末
→ 最終調達から2年で半額までの利益提供可、
→ 製造中止から12か月で半額まで、24か月で8割までの利益提供可

※ 新規契約を条件とする通信料金の割引、利益の提供についても同様のルール

行き過ぎた囲い込みの禁止

- 期間拘束契約の期間の上限 2年
 - 期間拘束契約の違約金の上限 1,000円
 - 期間拘束のない契約の提供の義務付け
 - 期間拘束の有無による料金差の上限 170円/月
 - 更新を伴う契約が満たすべき条件
 - ① 契約締結時に、契約期間満了時に期間拘束を伴う契約で更新するかどうかを利用者が選択可能
 - ② ①の選択によらず料金その他の提供条件が同一
 - ③ 契約期間満了時に、期間拘束を伴う契約で更新するかどうかを利用者が改めて選択可能
 - ④ 違約金なく契約を解除可能な更新期間が少なくとも3か月間設けられている(自動更新なしの場合は1か月)
- 8 ■ 継続利用割引時の利益の提供 1か月分の料金/年

- ❑ 禁止行為規律の対象となる電気通信事業者として次の電気通信事業者を告示によって指定(現行の告示は、令和元年総務省告示第167号)。
- ・MNO及びMNOの特定関係法人(移動電気通信役務を提供している者)については全事業者
 - ・MVNOについては移動電気通信役務の利用者の数の割合が0.7%を超えるもの

MNO: 全て指定

(自ら周波数の割当てを受けてネットワークを運用する電気通信事業者は競争への影響が少ないとは考えられないため。)

MVNO: 利用者の数の割合が0.7%を超えるものを指定

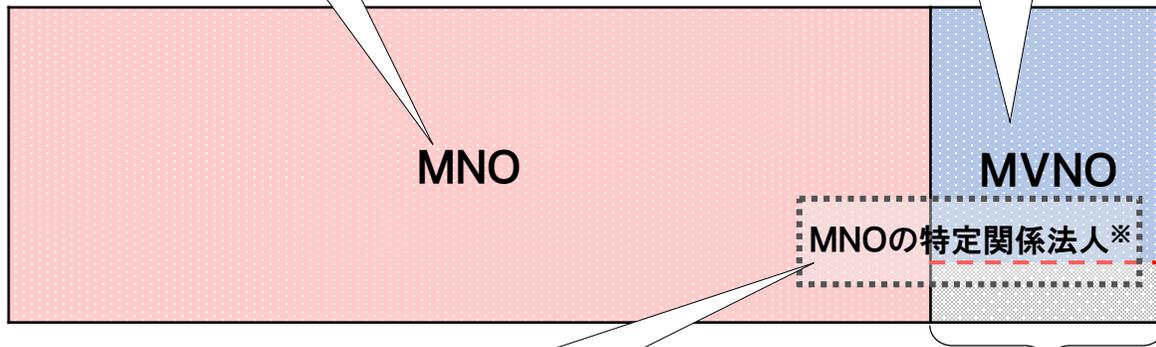
(利用者の数が100万(割合換算で約0.7%)を超える電気通信事業者は、競争への影響が少ないとは考えられないため。)

【計算方法】

- ・ 毎年度末時点の移動電気通信役務の利用者の数を用いて、1年に1回、割合を計算

【指定手続】

- ・ 禁止行為規律の対象となる電気通信事業者を指定又は解除するときは、対象事業者に通知



MNOの特定関係法人: 全て指定

(潜脱防止のため。)

除外されるMVNO
(利用者は全体の1割未満)

※ MNOの親会社、子会社、兄弟会社、1/3超の議決権保有等の実質的な支配関係のある関連会社等

- MNOについては変更なし。MNOの特定関係法人であるMVNOについては、新たな電気通信事業の開始により2者が指定の対象となり、移動電気通信役務の提供状況の変更により、1者が指定の対象外となった。
- その他MVNOについては、直近の利用者数の割合を踏まえても、現在の対象事業者(2者)に変更なし。
- また、諮問時の告示案から、①社名の変更(1者)及び、②指定の対象外としていた者を指定の対象事業者とする変更(1者)。
- 上記を踏まえ、計25者を告示によって指定する。

| MNO | MVNO | |
|---|--|---|
| | MNOの特定関係法人 | その他MVNO |
| <ul style="list-style-type: none"> NTTドコモ <div data-bbox="103 642 683 799" style="border: 1px solid blue; padding: 5px;"> <p>【①社名の変更】 意見募集の意見を踏まえ、諮問時の告示案を「NTT国際通信」から「NTTリミテッド・ジャパン」に社名の変更。</p> </div> | <ul style="list-style-type: none"> NTTコミュニケーションズ NTTメティアサプライ NTTネオメイト NTTPCコミュニケーションズ ドコモCS NTTビジネスソリューションズ NTTリミテッド・ジャパン | <ul style="list-style-type: none"> IIJ オプテージ ○△事業者 ×××事業者 ... <div data-bbox="1346 514 1989 614" style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>↑ シェアが0.7%超</p> </div> |
| <ul style="list-style-type: none"> KDDI 沖縄セルラー電話 UQコミュニケーションズ | <ul style="list-style-type: none"> ビッグローブ 沖縄セルラーアグリ&マルシェ UQモバイル沖縄 中部テレコミュニケーション ソラコム | <div data-bbox="1346 813 1989 1213" style="border: 1px solid blue; padding: 5px;"> <p>【②指定の対象外としていた者を指定の対象事業者とする変更】 現行の告示を制定した際に提供していた移動電気通信役務の提供状況の変更に伴い、諮問時の告示案では指定の対象外とすることとしていた。 その後、終了したサービスとは別の新たなサービスについて、移動電気通信役務に該当する可能性があることから、総務省が報告徴収に基づく報告により確認した結果、新たなサービスが移動電気通信役務に該当することが確認できたため、諮問時の告示案について、指定の対象外としていた者を指定の対象事業者とする変更。</p> </div> |
| <ul style="list-style-type: none"> ソフトバンク | <ul style="list-style-type: none"> LINEモバイル ヤフー ウィルコム沖縄 夕留モバイル SBパートナーズ | |
| <ul style="list-style-type: none"> 楽天モバイル | <ul style="list-style-type: none"> 楽天コミュニケーションズ | <div data-bbox="1450 1228 1864 1378" style="border: 1px solid red; padding: 10px; text-align: center;"> <p>計25者 (現行は計24者)</p> </div> |

(注) 赤字は、現行の告示から指定の変更があった者。青枠内は、諮問時の告示案から変更が生じた者。

(参考)

○総務省告示第 号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二十七条の三第一項の規定に基づき、同条第二項の規定の適用を受ける電気通信事業者を次のとおり指定する。

なお、令和元年総務省告示第百六十七号（電気通信事業法の一部を改正する法律附則第二条第二項の規定に基づき、同法による改正後の電気通信事業法第二十七条の三第一項の規定の例により、同条第二項の適用を受ける電気通信事業者を指定する件）は、廃止する。

令和二年 月 日

総務大臣 高市 早苗

- 一 株式会社NTTドコモ
- 二 沖縄セルラー電話株式会社
- 三 KDDI株式会社
- 四 ソフトバンク株式会社
- 五 UQコミュニケーションズ株式会社
- 六 楽天モバイル株式会社
- 七 株式会社インターネットイニシアティブ
- 八 株式会社ウイルコム沖縄

- 九 S Bパートナーズ株式会社
- 十 エヌ・ティ・ティ国際通信株式会社
- 十一 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
- 十二 株式会社エヌ・ティ・ティネオメイト
- 十三 NTTビジネスソリューションズ株式会社
- 十四 株式会社エヌ・ティ・ティピー・シーコミュニケーションズ
- 十五 株式会社オプテージ
- 十六 汐留モバイル株式会社
- 十七 株式会社ソラコム
- 十八 中部テレコミュニケーション株式会社
- 十九 株式会社ドコモCS
- 二十 ビッググローブ株式会社
- 二十一 ヤフー株式会社
- 二十二 UQモバイル沖縄株式会社
- 二十三 LINEモバイル株式会社
- 二十四 楽天コミュニケーションズ株式会社